

七飯町ふるさと納税返礼品募集要項

(令和5年3月9日制定)

(令和6年4月1日改定)

七飯町 商工労働観光課

1. 募集概要

七飯町では、ふるさと納税を寄附いただいた町外在住の方に返礼品として地場産品を贈呈しています。

魅力的な返礼品を揃えて町の魅力を全国へ PR、地場産品の販路拡大、町の歳入確保を図るため、ふるさと納税返礼品として地場産品をご提供いただける事業者を募集します。

2. ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度とは、「生まれ育ったふるさとを応援したい」「ふるさとに貢献したい」といった納税者の思いを実現するため、納税者が応援したい自治体を選んで寄附をした場合、2,000円を超える部分についてその一定限度額まで所得税と合わせ個人住民税が控除される寄附金税制のことです。寄附先は出身地に限らず、すべての自治体から自由に選ぶことができます。

寄附を受けた自治体は寄附者に対し、寄附額の3割以内相当の価値の地場産品を返礼品として贈呈することができます。

3. 事業者のメリット

- ① 返礼品の商品代（梱包代等含む）、各ポータルサイトの利用料及び送料等は町が負担します。
- ② 返礼品の商品画像や商品名、事業者名、商品説明等を全国の方々がアクセスするふるさと納税ポータルサイトに掲載しますので、商品の PR と販路拡大に繋がります。

4. 募集期間

随時応募を受け付けておりますが、各ポータルサイトでの寄附受付開始は、審査・契約が完了次第となります。

※町による審査のほか、総務省による審査が行われます。

5. 応募要件

応募にあたっては、以下の「事業者要件」及び「返礼品要件」のいずれも満たしていることが必要です。

(1) 事業者要件

- ・「9.返礼品発送フロー」に対応できること。
- ・「11. 食品表示に関する関係法令等の遵守について」に対応できること。
- ・町税等に滞納がないこと。
- ・暴力団、暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有す者ではないこと。
- ・町が使用しているふるさと納税管理システム「ふるさと納税 do」にログインして使用すること及び電子メールで連絡が取り合えることが可能なインターネット環境を有しており、町との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

※上記の要件に適合しても、町が適当でないと認めた場合は選定しないことがあります。

(2) 返礼品要件

A) 以下（平成31年総務省告示第179号第5条各号）のいずれかの要件に該当するものであること。

- ① 町内で生産されたものであること。
- ② 原材料の主要な部分が町内で製造、加工されたものであること。
- ③ 町内で製造、加工その他の工程のうち、主要な部分を行うことにより、相応な付加価値が生じているものであること。
- ④ 町内で生産されたものであって、近隣の他市町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）であること。
- ⑤ 町のPRを目的としたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するもので、形状や名称その他の特徴から七飯町独自の返礼品であることが明白なものであること。
- ⑥ ①～⑤に該当する商品と、その他商品に関連する商品とを組み合わせたもの（ただし、組み合わせた商品のうち、①～⑤に該当する商品が主要な部分を占めていること）であること。
- ⑦ 町内で提供される役務等であり、その役務の主要な部分が七飯町に関連するものであること。

B) 賞味期限、使用期限等の期限が設定されている商品については、原則として、寄附者に返礼品が到着する際に1週間相当の期限があること。

C) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。(予め寄附受付期間や受付可能数量の上限を設定することは可能)

6. 応募方法

(1) 返礼品の取り扱いがすでにある場合

各返礼品取扱事業者に対し、3月上旬～中旬を目安にご案内します。

(2) 新規の取り扱いを希望する場合

町ホームページから「七飯町ふるさと納税返礼品申込書」をダウンロードし、必要事項をご入力の上、商品画像と併せてご提出ください。

Email : 213-syoutoku-r@town.nanae.hokkaido.jp

郵送先 : 〒041-1192 亀田郡七飯町本町6丁目1番1号 ふるさと納税担当

※必要に応じて、商品の実物等を確認させていただくことがあります。

7. 申込みから寄附受付開始までのスケジュール

- ① 【事業者】 七飯町ふるさと納税返礼品申込書を町へメールもしくは郵送。
- ② 【町】 申込内容を審査し、総務省へ照会。
- ③ 【町】 総務省の承認後、契約書等作成、送付
- ④ 【事業者】 契約書へ押印(代表者印)、町へ返送。
- ⑤ 【委託業者】 ふるさと納税ポータルサイトへ返礼品登録し、寄附受付開始。

※申込みから寄附受付まで3か月程度の期間を要します。

※契約締結後であっても、応募要件を満たしていないことが判明した場合や、食品表示に関する違反、その他町が適当でないと認めた場合、返礼品としての取り扱いを終了することがあります。

8. ふるさと納税業務委託業者

返礼品の寄附受付サイトへの登録作業、申込受付管理、返礼品の発注、配送手配、事業者への返礼品代の支払い等の業務については、本町が委託する下記業者が行います。

Scale-UP 株式会社 (東京都港区虎ノ門1-17-1)

Email : support-furusato@scale-up.co.jp

9. 返礼品発送フロー（例）

- ① 【委託業者】 ふるさと納税 do によりデータを確認し、出荷指示データを送付。
 - ② 【事業者】 返礼品発送準備。（集荷日等はメール等にて通知されます）
 - ③ 【配達業者】 送り状を作成のうえ、通知のあった日に集荷し返礼品発送。
 - ④ 【委託業者】 発送データ（返礼品発送後、寄附者が受け取り完了したもの）を確認
 - ④ 【中間業者】 認のうえ請求書作成、発送。
 - ⑤ 【町】 請求書受理後、委託業者へお支払い。
 - ⑥ 【委託業者】 町の入金確認後、事業者へお支払い。
- ※お支払サイクル（月末締め / 翌月末払い）

10. 個人情報の取り扱いに関して

個人情報（個人情報保護に関する法律に定める「個人情報」）を取り扱う場合、七飯町個人情報保護条例（平成12年3月17日制定）及びその他関係法令を遵守し、適切に取り扱うものとする。

11. 食品表示に関する関係法令等の遵守について

令和5年12月27日付け総税市第119号において、ふるさと納税の返礼品として提供される食品は、産地名の表示を偽る事案が複数発生していることを踏まえ、下記事項に留意の上、ふるさと納税制度と食品表示法の適正な運用を行うよう通知がありましたので、事業者の皆様におかれましても遵守いただきますようお願いいたします。

■食品返礼品取扱事業者との契約に際しては、当該事業者が適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備しているか、審査を厳正に行うこと。

■契約後においても、定期的に事業者に対し必要な調査・確認等を行い、違反が疑われる場合は速やかに実地調査等を行うこと。

■契約においては上記の対応を円滑に実施するために必要と考えられる次の内容を盛り込むこと。

- ①事業者が地方自治体の調査・確認に応じる義務及び地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をする義務に係る規定。
- ②事業者が食品表示法の違反を行った場合の取引中止等の対応、違約金及び損害賠償に関する規定。

■食品返礼品取扱事業者が食品返礼品の産地名の表示を偽り地場産品基準に違反した場合、指定の取消し対処となり得ること。

■食品返礼品において、食品表示法の違反が疑われる情報を得た場合は、速やかに行政機関、関係部署へ情報提供すること。

■地場産品基準や食品表示法の違反を行った食品取扱返礼品事業者に対しては、食品返礼品の取扱停止など速やかに必要な措置を講じること。

1 2. その他留意事項

- ・商品の内容の変更、生産・販売の中止をする場合は、速やかに町へ報告してください。
- ・商品の発送遅延、品質及び発送過程での事故等の問題が生じた場合には、速やかに町に報告してください。
- ・事業者情報や口座、個人情報管理者、委任者等の変更をする場合には、速やかに町へ報告してください。

1 2. 問い合わせ先

七飯町 商工労働観光課 商工労働係

所在地：〒041-1192 亀田郡七飯町本町6丁目1番1号

電話：0138-65-2517

FAX：0138-66-2054

Email：213-syokou-r@town.nanae.hokkaido.jp